

令和3年第12回 美里町農業委員会会議録

令和3年12月10日

令和3年第12回美里町農業委員会会議を美里町馬場1100番地美里町役場中央庁舎第3・4会議室に招集する。

出席委員

1番 村田博治 2番 奥村 智 3番 濱田憲治 5番 永田末廣
7番 長木一美 8番 吉坂美佐子 9番 松田政明 10番 吉田美好

欠席委員 4番 三浦誠一 6番 今田政行

欠員 0名

事務局

事務局長 富永英司 書記 上野祐樹 津田武蔵

その他事項

傍聴人数 0名

開会 午後 1 時 3 0 分

事務局長 こんにちは、只今から令和 3 年第 12 回美里町農業委員会会議を開会いたします。それでは議事の進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第 4 条に基づき会長が行います。

会長 それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。本日は 4 番三浦委員、6 番今田委員が欠席でございますが。美里町農業委員会会議規則第 6 条に基づき会議が成立することをまず宣言します。本日の署名委員を指名いたします。署名委員は、3 番濱田委員 5 番永田委員を指名いたします。それでは、早速議事に入りたいと思います。なお、発言のある方は挙手の後、指名を受けて、発言をお願いします。議案第 34 号、農地法 第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 1 から番号 4 について、事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは、議案第 34 号、番号 1 から番号 4 について補足の説明を行います。番号 1 は、譲渡人は高齢で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営承継の為、双方合意により、所有権移転贈与での申請をされました。番号 2 は、譲渡人は労力不足で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号 3 は、譲渡人は町外在住で農地の管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。番号 4 は、譲渡人は相続により農地を取得したが管理が困難な為、譲受人は農業経営合理化（農地集積）の為、双方合意により、所有権移転売買での申請をされました。また、下限面積要件並びに周辺地域における「効率的かつ総合的な農地利用の確保」について支障を生じるおそれの有無など「農地法第 3 条第 2 項」の各号には該当しないものと思われ、許可要件をすべて満たすものと考えられます。以上で補足の説明を終わります。

会長 以上で事務局より、番号 1 から番号 4 の補足の説明を終わります。それでは、議案第 34 号、番号 1 を議題とし内容の説明を 3 番濱田委員に求めます。

3 番（濱田委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第 34 号、番号 1 の内容説明を終わります。それでは番号 1 について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号 1 は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第 34 号、番号 1 は原案どおり決定しました。

次に、番号2を議題とし内容の説明を8番吉坂委員に求めます。

8番（吉坂委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第34号、番号2の内容説明を終わります。それでは番号2について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号2は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第34号、番号2は原案どおり決定しました。

次に、番号3を議題とし内容の説明を8番吉坂委員に求めます。

8番（吉坂委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第34号、番号3の内容説明を終わります。それでは番号3について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号3は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第34号、番号3は原案どおり決定しました。

次に、番号4を議題とし内容の説明を8番吉坂委員に求めます。

8番（吉坂委員）はい・・・・・・・・。

会長 以上で議案第34号、番号4の内容説明を終わります。それでは番号4について、さっそくご審議をいただきます。質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り早速採決をいたします。議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請、農業委員会許可分番号4は原案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって、議案第34号、番号4は原案どおり決定しました。

次に進みます。議案第35号、農地法第5条の規定による許可申請、県知事許可分番号1を議題とし内容の説明を2番奥村委員に求めます。

2番（奥村委員）はい・・・・・・・・。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第35号番号1資料1をご覧ください。土地の選定理由についてですが、申請人は■■■■■■■■■■の家で母と妻の3人

で居住されております。今回、近隣で個人住宅を建設したく用地取得をしていたところ母所有の農地が位置・面積ともに最適地と考え申請地を選定されました。次の資料 2 は申請地の状況で写真を付けております。次に資料 3 をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透及び東側道路側溝に流す計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。また資金計画ですが、残高証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は農地の拡がり 10ha 未満の第 2 種農地ですが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続しているもの」に該当する転用申請で問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 35 号、番号 1 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 35 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 1 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 35 号、番号 1 は原案どおり決定しました。次に進みます。議案第 35 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 を議題とし内容の説明を 5 番永田委員に求めます。

5 番（永田委員） はい。。。。。

会長 事務局より補足の説明はありませんか。

事務局 はい、それでは補足の説明をいたします。議案第 35 号番号 2 資料 1 をご覧ください。土地の選定理由についてですが、申請人は [REDACTED] に妻と子 3 人で居住されております。今回、慣れ親しんだ美里町で個人住宅を建設したく用地取得をしていたところ知人の紹介により、用地取得できることになり位置・面積ともに最適地と考え申請地を選定されました。次の資料 2 は申請地の状況で写真を付けております。次に資料 3 をご覧ください。雨水につきましては、自然浸透及び南側道路側溝に流す計画となっております。被害防除計画につきましては、近隣地とトラブルはないと思われませんが、被害が生じた場合にはおいては、責任をもって対処する計画となっております。また資金計画ですが、融資証明書が添付されており、資金計画には問題ないものと思われま。なお、当該申請農地は美里町役場砥用庁舎から 300m 以内の第 3 種農地で転用

申請に問題ありません。つきましては、許可後ただちに当該申請地を利用する計画となっており、申請に係る用途に遅滞なく供する事の確実性が見込まれます。以上で内容の説明を終わります。

会長 以上で議案第 35 号、番号 2 の内容説明を終わります。早速ご審議をいただきます。ご質疑ありませんか。7 番長木委員。

7 番（長木委員） はい、個人住宅の屋根の雨水は雨どいをつたって柵に集められ側溝に流れるようになると思うのですが、資料から雨どいの確認が出来ない為、もう少し雨水の流れをわかるように表してほしいです。申請番号 1 も 2 も、最近の個人住宅は雨どいをつけないのでしょうか。

事務局長 申請番号 1 では図面で雨どいが確認できますが、申請番号 2 ではわかりませんので確認しておきます。

全員 ありません。

会長 質疑なしと認めます。質疑を打ち切り採決いたします。議案第 35 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、県知事許可分番号 2 は原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員 挙手

会長 全員賛成と認めます。よって議案第 35 号、番号 2 は原案どおり決定しました。次に進みます。その他となっておりますので全員協議会に切り替えます。

事務局 何かありませんか。

事務局 はい。

全 員 協 議 会

1. 人・農地プランアンケートについて

会長 それでは、協議会を本会議に切り替えて、本日の会議はこれもちまして閉会させていただきます。有難うございました。

本会議 午後 1 4 時 3 0 分

美里町農業委員会会議規則第13条の規定によりここに署名する。

美里町農業委員会会長

印

美里町農業委員会委員

印

美里町農業委員会委員

印